

# 国民健康保険に加入している皆さんへ



あんなとき・こんなとき



## 柔道整復(整骨院など)・鍼灸・ マッサージ施術を受けるとき

これらの施術を受けるとき、保険証が使えるのは次の場合に限られます。

- ①柔道整復…打撲、ねんざ、脱臼など外傷性のけがのとき
- ②鍼灸…慢性病(神経痛、リウマチ、頸腕症候群、五十肩、腰痛症、頸椎捻挫後遺症など)で医師の同意があるとき
- ③マッサージ…筋まひ、関節拘縮など医療上必要と医師が認めたとき

※ただし、柔道整復や鍼灸は、医療機関で同じ時期に同じ疾患で治療や薬の処方を受けている場合、保険は適用されません。施術所の先生の質問には正しく教えてください。

※施術内容や医療機関での治療などについて、調査を行うことがあります。

## 交通事故にあったとき

交通事故など、第三者の行為によりけがをした場合、その医療費は加害者が負担することが原則です。しかし、賠償が遅れたときは、いったん保険証を使って医療機関で受診することができます。その場合は次のことに注意してください。

- ・事故の程度に関わらず、警察へ届け出る
- ・保険医療課に連絡し、「第三者行為による被害届」を提出する
- ・相手(加害者)から治療費を受け取ったり、市に無断で示談を済ませたりしない

## 医療費の支払いが一時的に、著しく困難になったとき

緊急に入院が必要になった場合で、次の①～③の特別な理由で医療費を支払うのが困難なとき、申請すれば支払う医療費が最長3カ月間軽減、免除または最長6カ月間徴収猶予されることがあります。特別な理由に係る事実が発生した月から6カ月以内に申請が必要です。まずは保険医療課に相談してください。

- ①地震、火災などの災害により、心身や資産などに重大な損害が生じたとき
  - ②事業の休止・廃止または失業により、収入が著しく減少したとき
  - ③干ばつ、冷害などの災害により、収入が著しく減少したとき
- 【申請場所】保険医療課(市役所本庁1階)

## ジェネリック(後発)医薬品により医療費を削減できます

国保では、ジェネリック医薬品に切り替えた場合に医療費(自己負担)の削減が見込める人に案内を送付しています。

・令和3年度 削減効果額 1億6,872万7,728円



問 保険医療課(TEL 0848-67-6050)

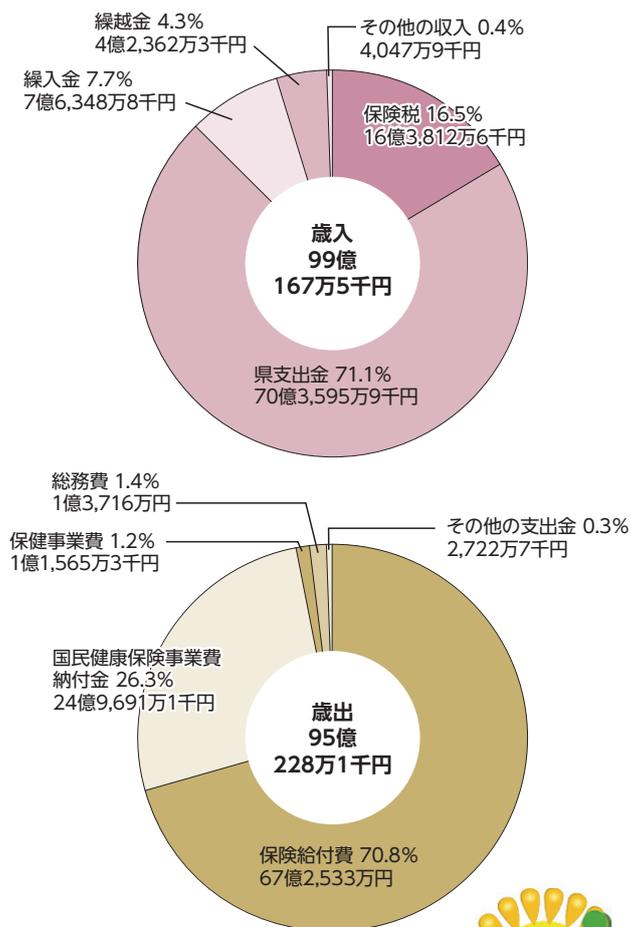


市HP

## 令和3年度の国保会計決算

令和3年度は約3億9,900万円の黒字でしたが、令和2年度からの繰越金を差し引いた単年度の収支は約2,400万円の赤字となりました。

黒字額は令和4年度に繰り越し、国・県交付金などの精算返還金や令和4年度予算での基金繰り入れの解消などに使います。



広島県国民健康保険イメージキャラクター「コピー」→



## 口座振替登録で県内産品などの 賞品が当たります

申し込み  
不要

次の対象期間中に口座振替の登録をしている県内の国保税納税義務者の中から抽選で、県内の産品やQUOカードが当たります。

【対象期間】令和4年2月2日(水)～令和5年1月31日(火)

【要件】対象期間の末日時点で次の全てを満たす人

- ・対象期間中に新たに口座振替の登録を行なっている
- ・国保被保険者の資格がある
- ・納期到来分の国保税に未納がない

賞品 広島県産品(3,000円相当)(600人)、QUOカード(3,000円分)(400人)

※詳しくは、市HPで確認してください。

# 介護保険に加入している皆さんへ

介護保険の加入者は、65歳以上の人(第1号被保険者)と40歳以上65歳未満の人で医療保険に加入している人(第2号被保険者)です。

加齢や病気などで要介護状態となり、入浴や食事などの介護や機能訓練、看護などの医療が必要となった人に、福祉・医療サービスを提供し、いつまでも住み慣れたまちで安心して生活できるように、社会全体で支え合う制度です。この制度を運営するための財源は、半分を公費(国25%、県12.5%、市12.5%)、残り半分を40歳以上のみなさん(40~64歳の人27%、65歳以上の人23%)の保険料で負担しています。

## 介護保険サービスを利用するまでの流れ

市に申請して「要介護・要支援」の認定を受けると、サービスを利用することができるようになります。

### ① 認定の申請

高齢者福祉課または、各支所で認定の申請をしてください。申請は、本人または家族のほか、成年後見人、高齢者相談センター、指定居宅介護支援事業所などに代行してもらうこともできます。

#### 申請に必要な物

- 要介護・要支援認定申請書
- 介護保険被保険者証
- 医療保険被保険者証

### ② 要介護認定

#### 訪問調査

認定調査員が自宅などを訪ねて聞き取りなどの調査をします。

#### 主治医意見書

本人の状態などについて主治医が意見書を作成します。

#### 審査・判定

医療・保健・福祉の専門家により審査・判定します。

### ③ 認定結果

要介護度は7段階に分かれます。「要介護」の人は「介護サービス」を、「要支援」の人は「介護予防サービス」を受けられます。

非該当

要支援1

要支援2

要介護1

要介護2

要介護3

要介護4

要介護5

基本チェックリスト

総合事業※1

高齢者相談センターに相談

介護予防サービス(予防給付)※1

高齢者相談センターに相談

介護サービス(介護給付)  
居宅介護支援事業所に相談

※1 生活に支障のある人は、認定申請前でも相談することができます。気軽に高齢者相談センターへ連絡してください。

○原則として費用の1~3割を利用者が負担します。

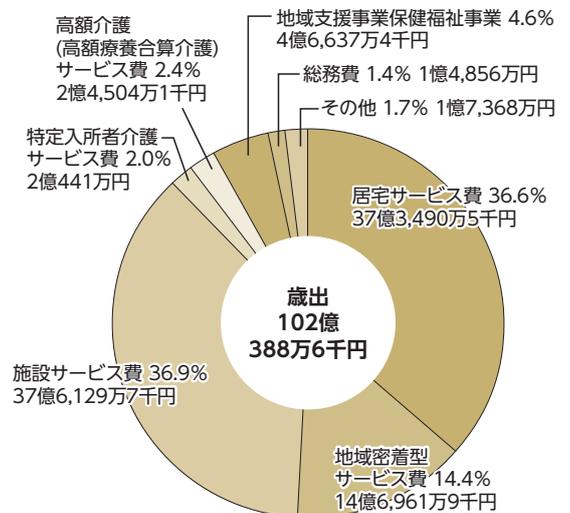
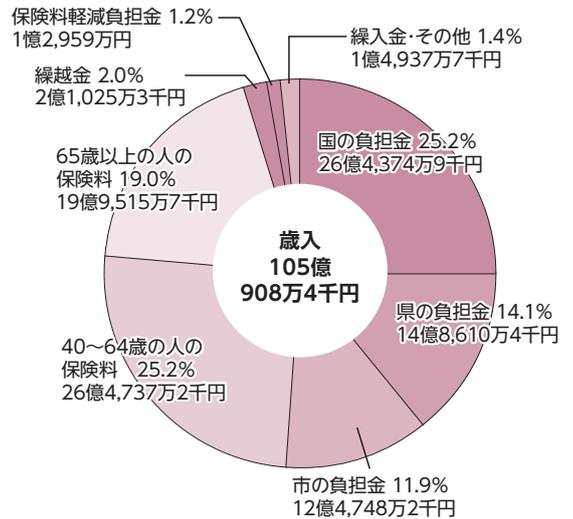
○介護給付費の通知を年2回送付します。



## 令和3年度の決算状況

令和3年度の介護保険特別会計の決算は約3億500万円の黒字となりました。黒字額は、概算での交付を受けていた国県などに対する返還金や、令和4年度予算での基金繰り入れの解消などに使います。

令和3年度に介護サービスを利用した人は、延べ61,814人で、介護給付費は、歳出決算額の約88%を占めています。歳出には、要介護認定にかかる費用などの総務費1億4,856万円が含まれます。



※令和3年度三原市介護保険特別会計決算書による。

☎ 高齢者福祉課 (TEL) 0848-67-6240  
FAX 0848-64-2130